

報告第1号

損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和3年2月4日

西脇市長 片山 象三

西脇市専決第1号

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和3年1月8日

西脇市長 片山 象三

記

事故発生日時	令和2年12月4日 午前11時00分頃
事故発生場所	西脇市寺内北交差点東側
相手方	市内男性（車両所有者）
原因・状況等	公用車で国道175号線を北上し寺内北交差点を右折したところ、停車していた相手方車両に追突し、相手方車両後部が破損した。 過失割合 相手方0%、市100%
損害賠償の額	相手方車両修理費 493,900円 × 100% = 493,900円を賠償する。 その余の請求権の放棄